

I 理事長専決事項

- 1 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員（臨時職員を除く。）の任免に関すること
- 2 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- 3 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 4 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- 5 建設工事請負や物品納入等の契約事務に関すること（「予定価格が1件100万円を超え250万円以下の工事又は製造の請負契約事務」、「予定価格が1件100万円を超え160万円以下の食料品・物品等の買入に係る契約事務」）
- 6 建設工事請負や物品納入等の契約締結に関すること（「契約額が1件100万円を超え250万円以下の工事又は製造の請負契約締結」、「契約額が1件100万円を超え160万円以下の食料品・物品等の買入に係る契約締結」）
- 7 災害・故障等を原因とする緊急的な対応を要する契約締結に関すること
ただし、軽微なものに限る。
- 8 基本財産以外の固定資産の取得および改良等のための支出で、予算計上されていない1件160万円以下のもの
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 9 運用財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く。）のうち、損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価額が1件500万円未満のものの処分に関すること
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 10 予算上の予備費の支出
- 11 入所者・利用者の日常の処遇に関すること
- 12 入所者の預り金の日常の管理に関すること
- 13 寄附金の受入れに関する決定（法人運営に重大な影響があるものを除く。）
- 14 役員及び施設長の旅行命令及び復命に関すること
- 15 施設長の服務に関する諸願いの許可又は承認に関すること
- 16 施設長の扶養手当、通勤手当、住宅手当等の認定及び支給額の決定に関すること
- 17 職員の昇給・昇格に関すること
- 18 各種証明書の交付に関すること（定例又は軽微な事項は除く。）
- 19 行政官庁からの照会に関すること（定例又は軽微な事項は除く。）

II 施設長専決事項

- 1 所属職員の旅行命令及び復命に関すること
- 2 所属職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること
- 3 所属職員の服務に関する諸願いの許可又は承認に関すること
- 4 臨時職員の任免に関すること

- 5 所属職員の扶養手当、通勤手当、住宅手当等の認定及び支給額の決定に関すること
- 6 人件費及び厚生経費に関する予算の執行並びに予算計上されている予定価格が1件100万円以下の契約事務に関すること
- 7 予算計上されている契約金額が1件100万円以下の契約締結に関すること
- 8 収入（寄附金を除く。）事務に関すること
- 9 各種証明書の交付に関すること（定例又は軽微な事項に限る。）
- 10 行政官庁からの照会に関すること（定例又は軽微な事項に限る。）
- 11 その他定例又は軽微な事項